

令和 5 年度 計量業務概要



那霸市市民文化部
市民生活安全課

令和 7 年 1 月

目次

I	<u>那覇市の概要</u>	2
1	<u>市勢概要</u>	2
2	<u>計量行政の沿革</u>	2
3	<u>組織と職員</u>	2
II	<u>事業費（決算額）</u>	3
1	<u>歳入</u>	3
2	<u>歳出</u>	3
III	<u>事業概要</u>	4
1	<u>特定計量器定期検査</u>	4
(1)	<u>定期検査実績</u>	4
定期検査に使用する証紙	5	
(2)	<u>定期検査に代わる計量士による検査実績</u>	5
計量士名簿	6	
(3)	<u>令和5年度 器種別検査実績</u>	6
2	<u>立入検査</u>	7
(1)	<u>商品量目立入検査</u>	7
a	<u>商品量目立入検査実績</u>	7
b	<u>令和5年度 量目検査実績</u>	8
(2)	<u>特定計量器立入検査</u>	9
a	<u>メーター立入検査実績</u>	9
b	<u>令和5年度 メーター立入検査実績</u>	10
3	<u>普及啓発事業</u>	10
(1)	<u>パネル展</u>	10
(2)	<u>計量記念日事業</u>	11
IV	<u>検査器具</u>	12
V	<u>はかり定期検査等の手数料</u>	13

I 那覇市の概要

1. 市勢概要

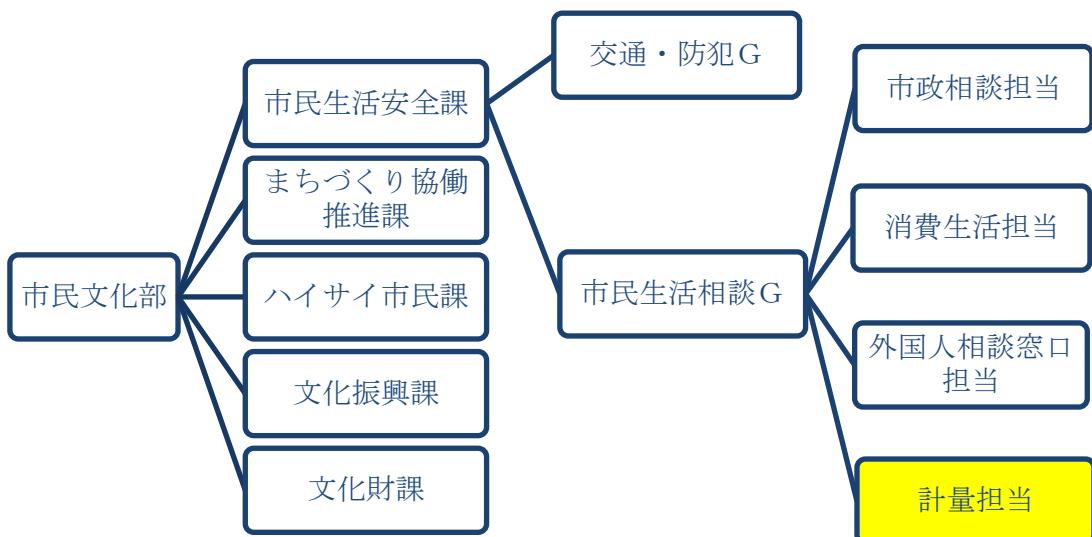
(1) 面 積	41.46k m ²	(令和 5 年 10 月 1 日現在)
(2) 世 帯 数	159,284 世帯	(令和 6 年 3 月 31 日現在)
(3) 人 口	313,463 人	(令和 6 年 3 月 31 日現在)
男	151,653 人	
女	161,810 人	
(4) 商 店 数	3,167 店	(令和 3 年 経済センサス-活動調査)
(5) 事 業 所 数	16,770 事業所	(令和 3 年 経済センサス-活動調査)

2. 計量行政の沿革

1921 年 (大正 10 年)	5 月 20 日	那覇区・首里区に市制施行
1951 年 (昭和 26 年)	6 月 7 日	計量法公布 (昭和 26 年法律第 207 号)
1953 年 (昭和 28 年)	11 月 27 日	琉球計量法の公布
1972 年 (昭和 47 年)	5 月 15 日	計量法適用 (復帰特別措置法の規定による)
1992 年 (平成 4 年)	5 月 20 日	新計量法公布 (平成 4 年法律第 51 号)
1993 年 (平成 5 年)	11 月 1 日	新計量法施行
2013 年 (平成 25 年)	4 月 1 日	中核市に移行したことにより、計量法に基づく業務の一部を沖縄県から移譲 那覇市計量法関係手数料条例施行

3. 組織と職員

(令和 6 年 4 月 1 日現在)



II 事業費（決算額）

1. 歳入

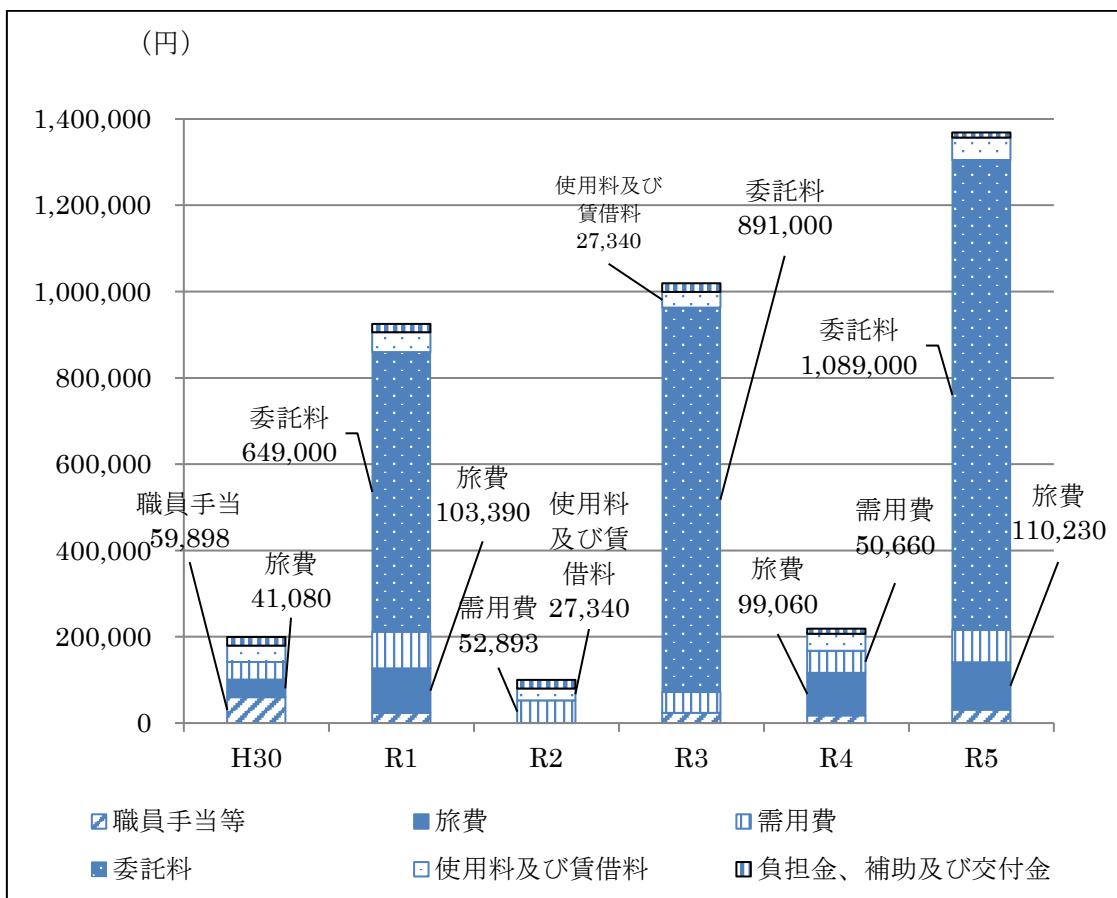
(単位：円)

科目	H30	R1	R2	R3	R4	R5
定期検査等手数料	未実施	120,100	未実施	224,200	未実施	250,800

2. 歳出

(単位：円)

科目	H30	R1	R2	R3	R4	R5
職員手当等	59,898	23,328	0	23,353	17,661	30,761
旅費	41,080	103,390	0	0	99,060	110,230
需用費	40,680	84,286	52,893	48,411	50,660	75,040
委託料	0	649,000	0	891,000	0	1,089,000
使用料及び賃借料	37,880	45,420	27,340	36,400	39,260	51,590
負担金、補助及び交付金	20,000	20,000	20,000	20,000	12,000	12,000
計	199,538	925,424	100,233	1,019,164	218,641	1,368,621



III 事業概要

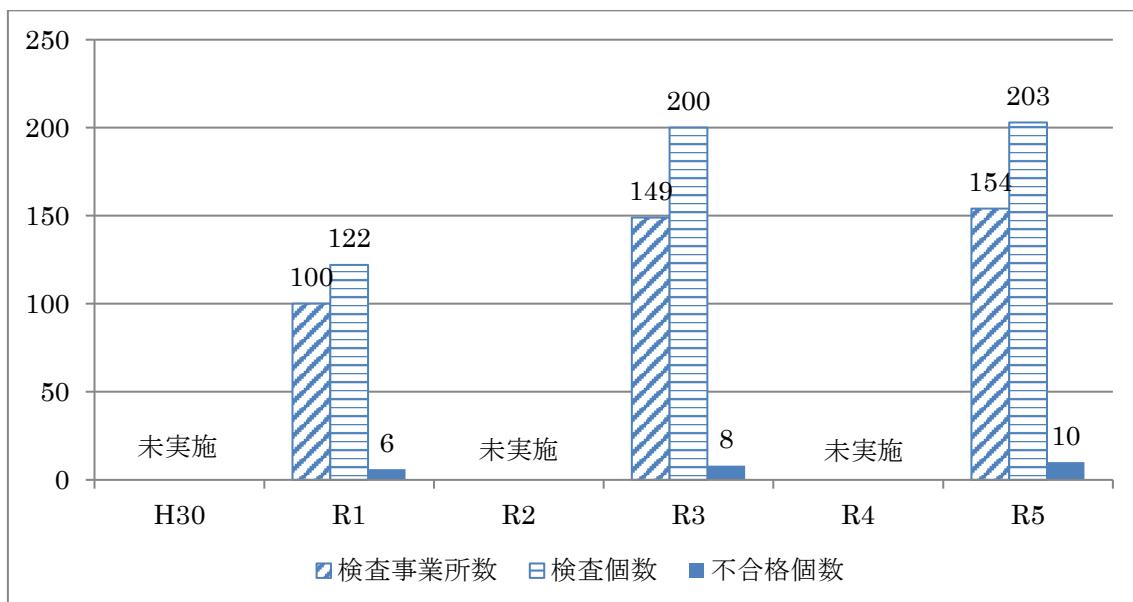
1. 特定計量器定期検査

適正な計量の実施を確保するため、食料品店、商店、学校及び病院等で取引や証明に使用される特定計量器（はかり）について、計量法第19条の規定に基づき2年に1回の定期検査を受けることが義務づけられています。これまで那覇市では、奇数年度に定期検査を実施しています。令和5年度は市内6カ所（なは市民協動プラザ、首里公民館、第一牧志公設市場、小禄支所、のうれんプラザ、那覇市役所本庁）に検査会場を設け、検査を実施しました。

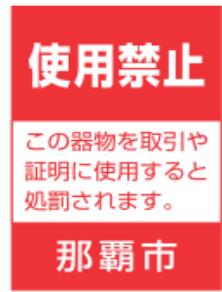
取引や証明に使用される特定計量器の使用者は、市が行う定期検査を受検しなければなりません。また、計量法第25条の規定により、定期検査に代わる計量士による検査も行われています。（代検査）

（1）定期検査実績

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
検査事業所数	未実施	100	未実施	149	未実施	154
検査個数		122		200		203
不合格個数		6		8		10
不 合 格 率		4.9%		4%		4.9%

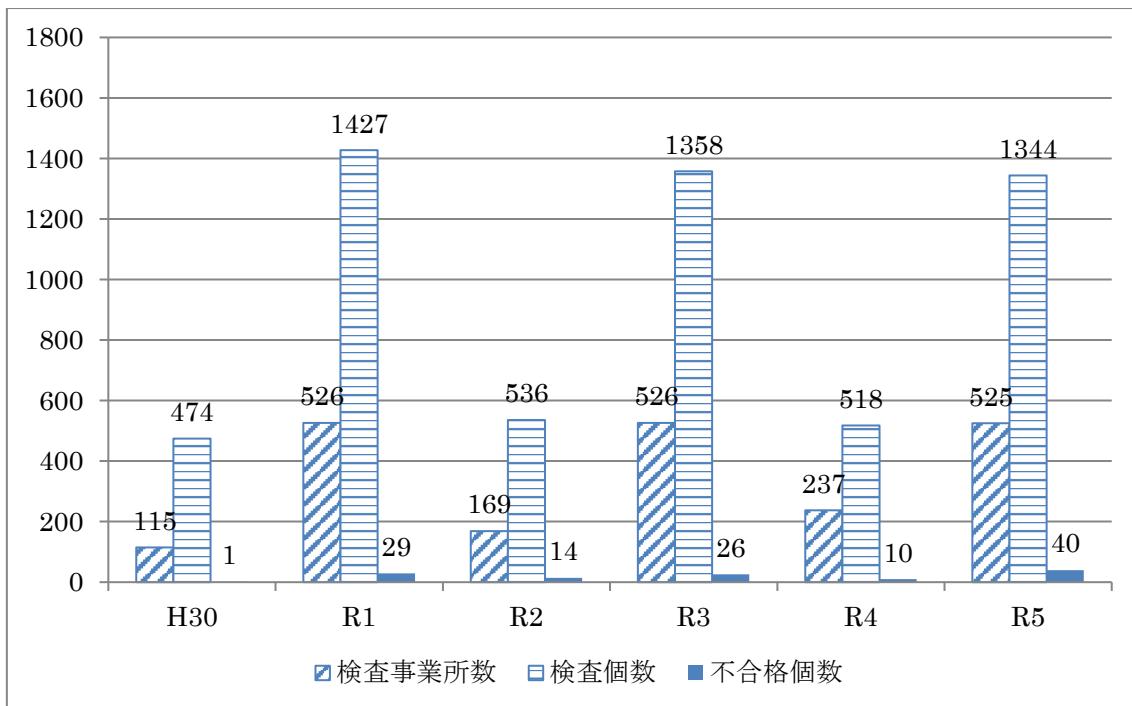


定期検査に使用する証紙

種別	合格シール	使用禁止シール
サイズ	直径 4.0 cm	縦 5.5 cm × 横 4.0 cm
見本		

(2) 定期検査に代わる計量士による検査実績

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
検査事業所数	115	526	169	526	237	525
検査個数	474	1,427	536	1,358	518	1344
不合格個数	1	29	14	26	10	40
不 合 格 率	0.2%	2.0%	2.6%	1.9%	1.9%	3.0%



代検査を実施している計量士（市に届出があるもの 令和6年4月1日現在）

計量士		
白川 忠一	仲里 光秀	上江洲 智志
照屋 寛俊	上江洲 直	高橋 正寿
翁長 良樹	上江洲 直人	又吉 洋太
坂本 和昭		

(3) 令和5年度 器種別検査実績

器種	定期検査分		定期検査に代わる 計量士による検査	
	検査個数	不合格個数	検査個数	不合格個数
電気式はかり	127	7	989	35
手動天びん	0	0	0	0
等比皿手動はかり	0	0	1	0
棒はかり	0	0	0	0
その他の手動はかり	0	0	0	0
ばね式指示はかり	76	3	344	5
手動指示併用はかり	0	0	2	0
その他の指示はかり	0	0	0	0
分銅	0	0	8	0
定量おもり	0	0	0	0
定量増おもり	0	0	0	0
合計	203	10	1344	40

電気抵抗線式はかり



手動指示併用はかり



ばね式はかり



2. 立入検査

適正な計量の実施を確保するため、計量法第148条の規定により、スーパーや事業所等に立ち入り、店舗内で包装した特定商品の量目（内容量）検査や、特定計量器の検定証印の有無、構造検査、器差検査を実施し、有効期限も併せて確認します。

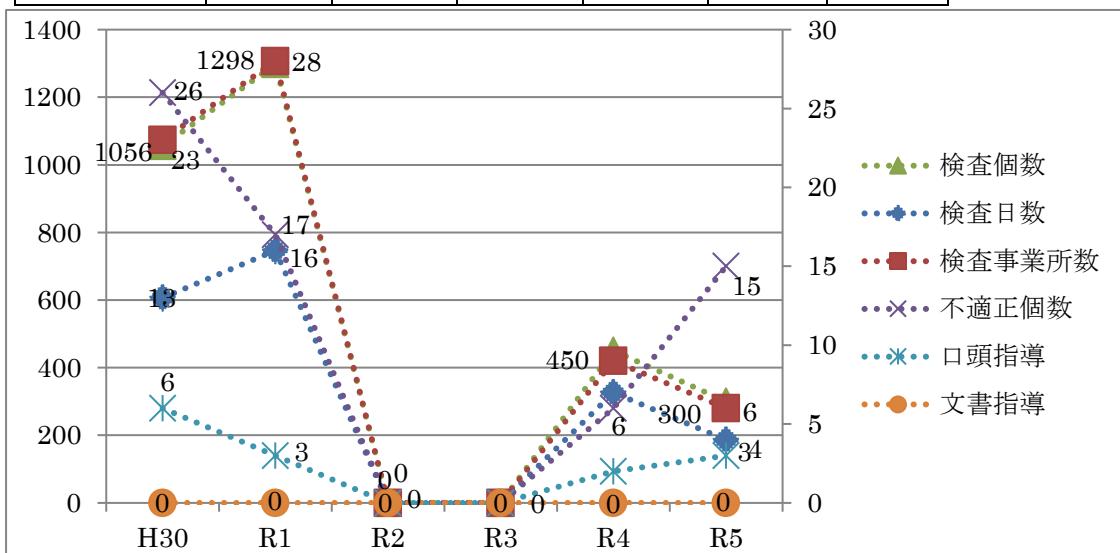
（1）商品量目立入検査

全国計量行政会議適正計量委員会が作成した「全国一斉商品量目立入検査の実施計画」に基づき、商品の流通が盛んになる中元時期及び年末時期に特定商品を計量販売しているスーパー等へ立ち入り、商品（食肉・鮮魚・野菜・調理食品）の内容量が正確に計量、風袋引きされているか、量り売りに使用している計量器が正しく使用されているか検査を実施しています。

※風袋とは、パック商品のトレイやラップなどの包装、吸い取り紙、ワサビやたれ等の添え物などです。

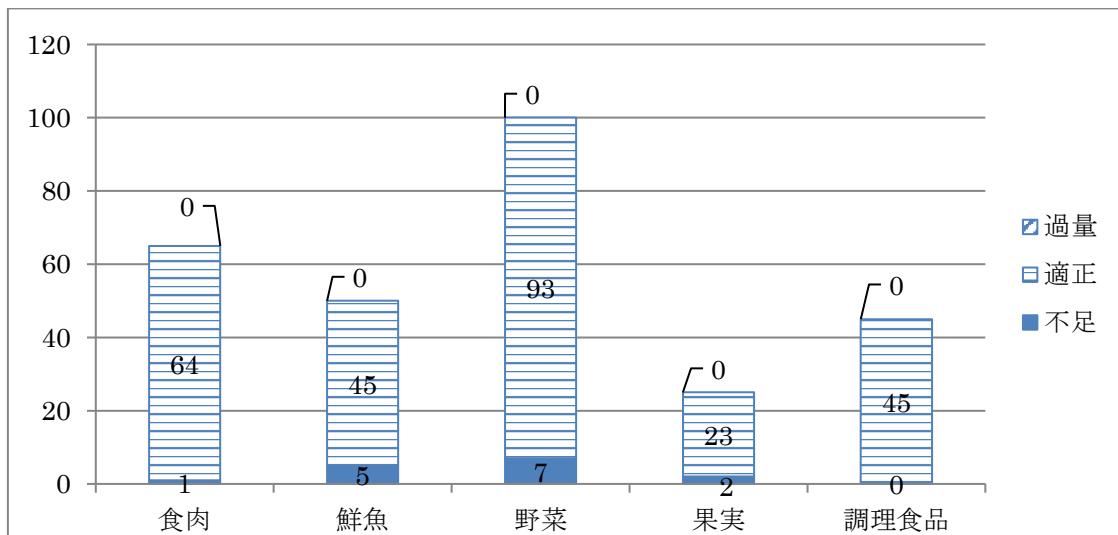
a. 商品量目立入検査実績

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
検査日数	13	16	0	0	7	5
検査事業所数	23	28	0	0	9	6
検査個数	1056	1298	0	0	450	300
不適正個数	26	17	0	0	6	15
不適正率	2.5%	1.3%	0	0	1.3%	5.0%
口頭指導	6	3	0	0	2	4
文書指導	0	0	0	0	0	0
勧告	0	0	0	0	0	0



b. 令和5年度 量目検査実績

分類	時期	検査戸数	不適正戸数	検査個数	過量個数	正量個数	不足個数	不足率
食肉	前期	0	0	0	0	0	0	0.0%
	後期	6	1	65	0	64	1	1.5%
	小計	6	1	65	0	64	1	1.5%
鮮魚	前期	0	0	0	0	0	0	0.0%
	後期	8	1	50	0	45	5	10.0%
	小計	8	1	50	0	45	5	10.0%
野菜	前期	0	0	0	0	0	0	0.0%
	後期	6	3	100	0	93	7	7.0%
	小計	6	3	100	0	93	7	7.0%
果実	前期	0	0	0	0	0	0	0.0%
	後期	4	1	25	0	23	2	8.0%
	小計	4	1	25	0	23	2	8.0%
調理食品	前期	0	0	0	0	0	0	0.0%
	後期	3	0	45	0	45	0	0.0%
	小計	3	0	45	0	45	0	0.0%
	合計	27	6	285	0	270	15	5.0

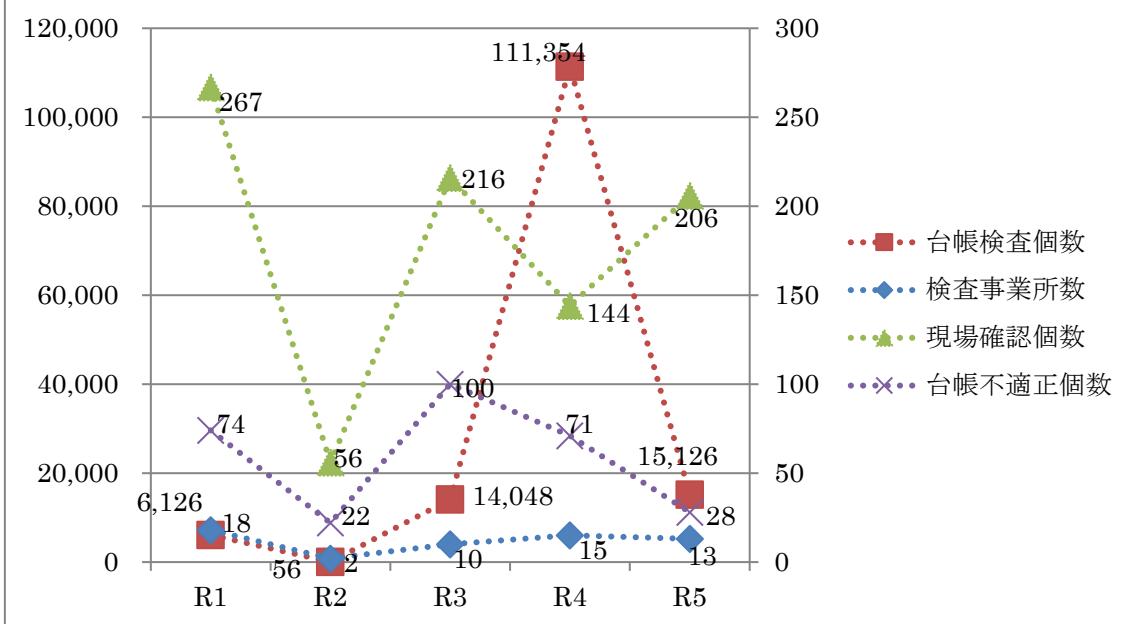


(2) 特定計量器立入検査

事業所等に立入り、電気・水道・ガスマーターの有効期限、検定証印及び台帳整備状況の確認検査を実施しました。

a. メーター立入検査実績

	R1	R2	R3	R4	R5
検査事業所数	18	2	10	15	13
台帳検査個数	6,126	56	14,048	111,354	15,126
現場確認個数	267	56	216	144	206
台帳不適正個数	74	22	100	71	28
現場不適正個数	74	22	100	3	19
台帳不適正率	1.2%	39.2%	0.8%	0.06%	0.18%
口頭指導	0	0	0	0	0
文書指導	7	1	4	2	2
勧告	0	0	0	0	0



電気メーター



水道メーター

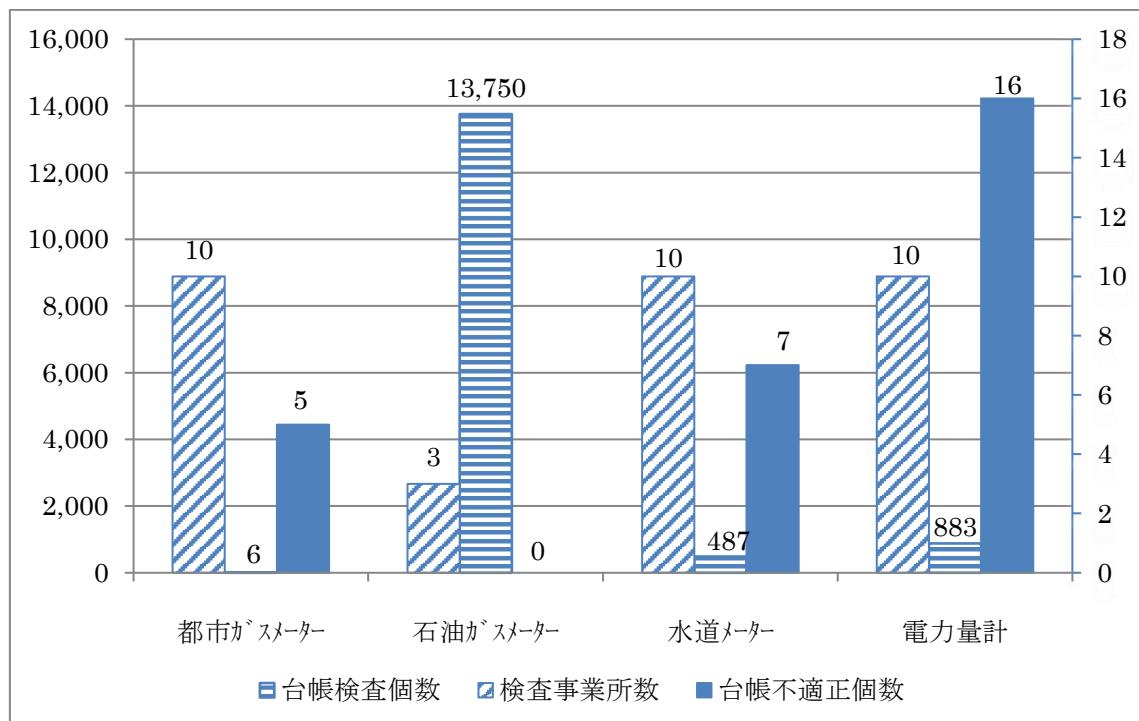


ガスマーター



b. 令和5年度 メーター立入検査実績

	検査 事業所数	台帳 検査個数	現場 検査個数	台帳 不適正 個数	現場 不適正 個数	台帳 不適正率
都市ガスメーター	10	6	2	5	2	83.3%
石油ガスメーター	3	13,750	12	0	0	0.0%
水道メーター	10	487	44	7	3	1.4%
電力量計	10	883	148	16	14	1.8%
合計	33	15,126	206	28	19	0.2%



3 普及・啓発事業

(1) パネル展

11月の計量強調月間に合わせて市役所本庁1階展示コーナーにて令和5年10月31日（火）から11月9日（木）までパネル展を開催しました。



(2) 計量記念日事業

毎年、11月1日の計量記念日にちなんで開催される、「計量のひろば」（沖縄県及び沖縄県計量協会共催）に参加しています。令和5年度はイオン南風原店で開催しました。



IV 検査器具

以下の分銅等の検査器具を保有しています。

種類	個数
1級基準分銅	5k g
	2k g
	1k g
	500 g
	200 g
	100 g
	50 g
	20 g
	10 g
	5 g
	2 g
	1 g
	500m g
	200m g
	100m g
	50m g
	20m g
	10m g
	5m g
	2m g
	1m g
小計	28
2級基準分銅	20k g
	10k g
	5k g
	2k g
	1k g
	500 g
小計	29
液体メーター用基準タンク	10 L
	5 L
小計	2
合計	59

V はかり定期検査等の手数料

那覇市計量法関係手数料条例(平成24年12月28日条例第39号)より抜粋。

別表(第2条関係)

手数料の区分	金額
1 非自動はかり	
(1) 検出部が電気式のもの又は光電式のもの	
ア ひょう量が 100 キログラム以下のもの	1,400 円
イ ひょう量が 100 キログラムを超え 250 キログラム以下のもの	1,800 円
ウ ひょう量が 250 キログラムを超え 500 キログラム以下のもの	2,200 円
エ ひょう量が 500 キログラムを超え 1 トン以下のもの	3,100 円
(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみ があるもの	250 円
(3) 前2号に掲げるもの以外のもの	
ア ひょう量が 100 キログラム以下のもの	500 円
イ ひょう量が 100 キログラムを超え 250 キログラム以下のもの	900 円
ウ ひょう量が 250 キログラムを超え 500 キログラム以下のもの	1,500 円
エ ひょう量が 500 キログラムを超え 1 トン以下のもの	2,100 円
オ ひょう量が 1 トンを超え 2 トン以下のもの	3,700 円
カ ひょう量が 2 トンを超え 5 トン以下のもの	6,900 円
キ ひょう量が 5 トンを超え 10 トン以下のもの	10,700 円
ク ひょう量が 10 トンを超え 20 トン以下のもの	15,000 円
ケ ひょう量が 20 トンを超え 30 トン以下のもの	19,100 円
コ ひょう量が 30 トンを超え 40 トン以下のもの	21,600 円
サ ひょう量が 40 トンを超え 50 トン以下のもの	29,800 円
シ ひょう量が 50 トンを超えるもの	51,200 円
2 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	10 円

備考 この表の第1項の非自動はかりについては、最小の目量(隣接する目盛標識のそれ
ぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応するこ
とができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の1万分の1未満のものにあっては、
手数料の額は、同項各号に掲げる金額の2倍の額とする。